

(参考1) 年金額の調整の仕組みー「マクロ経済スライド」を少し詳しく

現在の年金額の計算式

○基礎年金  
$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480月(40年)} \times \text{物価スライド率}$$

○厚生年金(報酬比例部分)  
$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{加入年数} \times \text{物価スライド率}$$
  
(ボーナス込み月収)

〔平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)を現在価値に置き換える〕

改正案における年金額の計算式(マクロ経済スライド適用時)

○基礎年金  
$$780,900円(平成16年度額) \times \boxed{\text{改定率}} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480月(40年)}$$

○厚生年金(報酬比例部分)  
$$\boxed{\text{平均標準報酬額}} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者期間}$$

〔平均標準報酬額 : 過去の賃金(ボーナス込み)に  $\boxed{\text{再評価率}}$  を乗じて現在価値に置き換える〕

改定率・再評価率

(新規裁定者)

$$\text{前年度改定率(再評価率)} \times \text{手取り賃金上昇率(3年平均)} \times \text{調整率}^*$$

(既裁定者)

$$\text{前年度改定率(再評価率)} \times \text{物価変動率} \times \text{調整率}^*$$

$$\begin{aligned} \text{※調整率} &= \text{公的年金被保険者数の減少率(3年平均)} \\ &\quad \times \text{平均余命の伸びを勘案した一定率(0.997)} \end{aligned}$$

## (参考2) 国民年金保険料の収納対策(全体)

『国民年金特別対策本部』の設置(厚生労働省及び地方社会保険事務局)  
: 中長期的な目標を設定(今後5年間で納付率80%)

☆: 法改正事項

### 要因分析を踏まえた新たな個別収納対策

平成14年度の納付率低下要因の分析を踏まえた新たな個別対策を実施するとともに、未納者一人一人に対し、催告状、電話、戸別訪問等の地道な納付督促活動を強化。

#### 1. 免除制度の見直し及び制度周知

- ☆ ○ 多段階免除制度の導入
  - 単身世帯を中心とする所得基準の緩和
- ☆ ○ 免除申請等の承認期間の遡及(→免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを避ける)

#### 2. 納付しやすい環境づくり

- 口座振替割引制度の導入(保険料の安定的な収納につながる口座振替の利用を促進)
- ☆ ○ 若年者に対する納付猶予制度の導入
  - 追納加算率の水準見直し

#### 3. 地域特性に応じたネットワーク(納付協力組織等)の活用

- 納付協力組織に対する収納業務委託地域に根ざした同業者団体等を納付協力組織とし、当該組織の加入員に係る収納業務を委託

### 保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割や、保険料納付の有利さを正しく理解してもらう中で、保険料納付は国民の義務であるとの意識を徹底周知し、以下の対策を講ずる。また、こうした観点から、年金制度のわかりやすい広報、中高生に対する年金教育の実施を強化する。

#### 1. 強制徴収の実施

納付意識の徹底を図りつつ、度重なる納付督促によっても世代間連帯の下での納付義務を果たさない者であって、十分な所得や資産があり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、強制徴収を実施する。

#### 2. 所得情報の取得 ☆

効果的な保険料徴収のため必要な所得情報を取得するための法的整備を行う。

#### 3. 社会保険料控除の手続の見直し

未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。

### 制度の理解を深めるための取組み

年金個人情報の定期的な通知、ポイント制 ☆

## 改正事項 施行期日一覧

### 【給付と負担の見直し】

○ 厚生年金保険料の引上げ	平成16年10月
○ 国民年金保険料の引上げ	平成17年 4月
○ 基礎年金国庫負担割合の引上げ	平成16年10月
○ 年金額の調整(マクロ経済スライド) ※実際の適用な平成17年4月から	平成16年10月
○ 給付水準50%の確保	平成16年10月

### 【生き方、働き方の多様化への対応】

○ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割	平成20年 4月
○ 離婚時の年金分割	平成19年 4月
○ 高齢期の遺族年金の支給方法の変更	平成19年 4月
○ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し	平成19年 4月
○ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し	平成19年 4月
○ 次世代育成支援の拡充	平成17年 4月
○ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善	平成17年 4月
○ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入	平成19年 4月
○ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整	平成19年 4月
○ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給	平成18年 4月
○ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長	平成18年 4月
○ 第3号被保険者の特例届出の実施	平成17年 4月

### 【国民年金保険料の未納対策、年金個人情報の通知】

○ 多段階免除制度の導入	平成18年 7月
○ 若年者に対する納付猶予制度の創設	平成17年 4月
○ 保険料免除申請の遡及	平成17年 4月
○ 所得情報の取得	平成16年10月
○ 年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)	平成20年 4月

### 【企業年金の充実・安定化】

○ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除	平成17年 4月
○ 厚生年金基金の解散の特例措置	平成17年 4月
○ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	平成16年10月
○ 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	平成17年10月
○ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)	平成17年10月

### 【年金積立金の運用】

○ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設	平成18年 4月
----------------------	----------

# 年金改正案をもっと知っていただくために

## 改正案の諸前提

### (1) 合計特殊出生率

(平成14年1月「日本の将来推計人口」)

2000年 1.36

2050年 1.39

### (2) 平均寿命

(平成14年1月「日本の将来推計人口」)

2000年 2050年

男性:77.64歳 → 80.95歳

女性:84.62歳 → 89.22歳

### (3) 労働力率(平成14年7月「労働力率の見通し」)

2001年 2025年

男性60～64歳: 72.0% → 85.0%

女性30～34歳: 58.8% → 65.0%

### (4) 経済前提

(平成年度)	15	16	17	18	19	20	21～
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

## 諸外国の状況

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
高齢化率	18.5(2002) 35.7(2050)	12.4(2000) 21.1(2050)	15.9(2001) 27.3(2050)	16.6(2000) 31.0(2050)	16.7(1999) 26.7(2050)	17.2(2001) 30.4(2050)
合計特殊出生率	1.32(2002)	2.13(2000)	1.63(2001)	1.29(2001)	1.90(2001)	1.57(2001)
平均寿命 (いずれも2001年)	男性:78.1歳 女性:84.9歳	男性:74.3歳 女性:79.5歳	男性:75.1歳 女性:79.9歳	男性:75.1歳 女性:81.1歳	男性:75.6歳 女性:82.9歳	男性:77.7歳 女性:82.3歳
年金保険料率	13.58 (労使折半)	12.4 (労使折半)	21.8 (本人10%)	19.5 (労使折半)	16.45(注) (本人6.65%)	18.91 (本人7%)

(注) フランスは、子に対する遺族年金に相当する給付がなされる家族手当分5.4% (事業主のみ負担)を加えると、21.85%

## 年金課税の見直し

(年金受給者に対する課税は、現役世代よりも優遇)

給与所得控除より手厚い65歳以上の方の年金に対する「公的年金等控除」

65歳以上の方に適用される「老年者控除」

年金受給世帯(専業主婦世帯)は、365万円(夫285万円、妻80万円)まで非課税

※ 給与所得者世帯(夫婦2人、専業主婦)の課税最低限は、156.6万円

(世代間・高齢者間の公平の観点から見直し)

給与所得控除の水準程度に縮小

廃止

※ 標準的あるいはそれ以下の年金だけで生活している方は課税されないよう、配慮

▶ 285万円(夫205万円、妻80万円)まで非課税

○ この見直しによる増収分は、そのまま、基礎年金国庫負担割合の引上げに充てられます。いわば、高齢者世代の中で支え合っていたことで、若い世代の負担増を抑えることができることになります。

※ 増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(平成17年の所得から見直し)が適用されるので、平成16年度の充当分は、その1/6(272億円)となります。

## 保険料(率)の推移

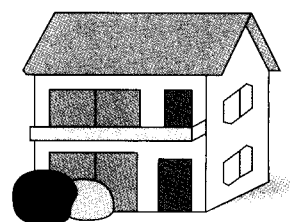
### 【厚生年金保険料(標準報酬ベース、労使折半)】

実施時期	男 子	女 子
S17. 6～	6.4%	
S19.10～	11.0%	
S22. 9～	9.4%	6.8%
S23. 8～	3.0%	3.0%
S29. 5～	3.0%	3.0%
S35. 5～	3.5%	
S40. 5～	5.5%	3.9%
S44.11～	6.2%	4.6%
S46.11～	6.4%	4.8%
S48.11～	7.6%	5.8%
S51. 8～	9.1%	7.3%
S55.10～	10.6%	8.9%
S56. 6～		9.0%
S57. 6～		9.1%
S58. 6～		9.2%
S59. 6～		9.3%
S60.10～	12.4%	11.3%
S61.10～		11.45%
S62.10～		11.6%
S63.10～		11.75%
H元.10～		11.9%
H 2. 1～	14.3%	13.8%
H 3. 1～	14.5%	14.15%
H 4. 1～		14.3%
H 5. 1～		14.45%
H 6. 1～		14.5%
H 6.11～	16.5%	
H 8.10～	17.35% (総報酬ベース13.58%)	

※ 厚生年金、国民年金とも、網掛け部分は、  
財政再計算直後の保険料(率)の改定

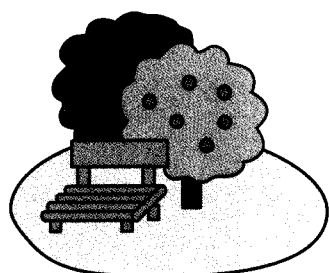
### 【国民年金保険料】

実施時期	20～34歳	35歳以上
S36. 4～	100円	150円
S42. 1～	200円	250円
S44. 1～	250円	300円
S45. 7～	450円	
S47. 7～	550円	
S49. 1～	900円	
S50. 1～	1,100円	
S51. 4～	1,400円	
S52. 4～	2,200円	
S53. 4～	2,730円	
S54. 4～	3,300円	
S55. 4～	3,770円	
S56. 4～	4,500円	
S57. 4～	5,220円	
S58. 4～	5,830円	
S59. 4～	6,220円	
S60. 4～	6,740円	
S61. 4～	7,100円	
S62. 4～	7,400円	
S63. 4～	7,700円	
H元. 4～	8,000円	
H 2. 4～	8,400円	
H 3. 4～	9,000円	
H 4. 4～	9,700円	
H 5. 4～	10,500円	
H 6. 4～	11,100円	
H 7. 4～	11,700円	
H 8. 4～	12,300円	
H 9. 4～	12,800円	
H10.4～	13,300円	

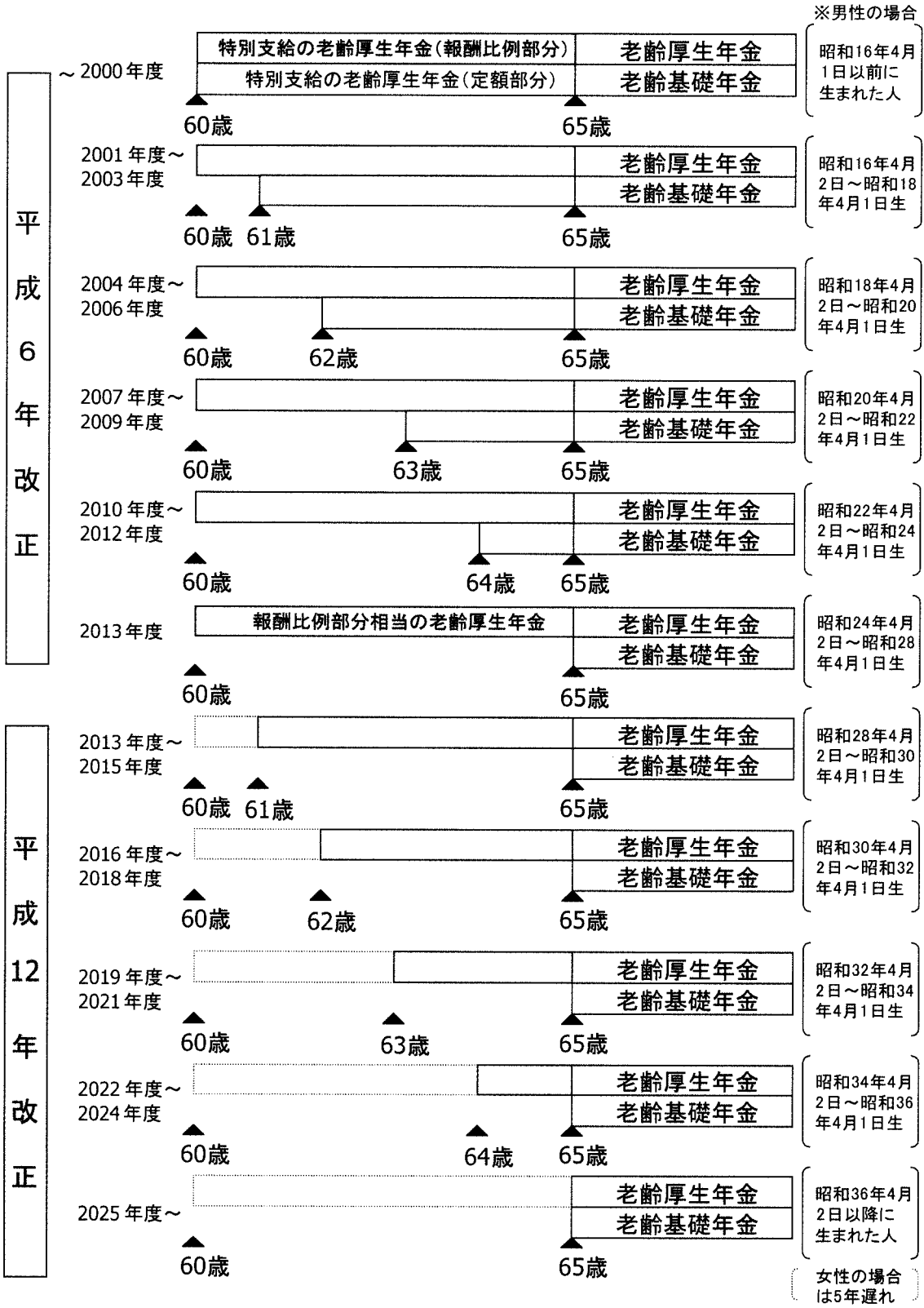


## 給付水準の推移

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデル の年金	年金額(a)	直近現役男子 の平均標準 報酬(b)	所得 代替率 (a)/(b)
昭和40年	1万円年金の実現	制度的な加入期間 20年 平均標準報酬月額 2.5万円	1.0万円	2.8万円	36%
昭和44年	2万円年金の実現	平均加入年数 24年4月 平均標準報酬月額 3.8万円	2.0万円	4.5万円	45%
昭和48年	直近男子の平均賃金の60% 5万円年金の実現	平均加入年数 27年 平均標準報酬月額 8.5万円	5.2万円	8.5万円	62%
昭和51年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 28年 平均標準報酬月額 13.6万円	9.0万円	14.1万円	64%
昭和55年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 30年 平均標準報酬月額 19.9万円	13.6万円	20.1万円	68%
昭和60年	直近男子の平均賃金の60%	加入年数 40年 平均標準報酬月額 25.4万円	17.6万円	25.4万円	69%
平成元年	前回改正の水準維持	加入年数 40年 平均標準報酬月額 28.8万円	19.7万円	28.8万円	69%
平成 6年	ネット所得スライドの導入	加入年数 40年 平均標準報酬月額 33.7万円	23.1万円	34.0万円	68%
平成12年	給付乗率の5%適正化	加入年数 40年 平均標準報酬月額 36.0万円	23.8万円	36.7万円 [手取り総報酬: 40.1万円]	[手取り 総報酬額比: 59%]



# 支給開始年齢の引き上げスケジュール



厚生労働省年金局